

山川議員 再要望項目一覧

令和元年度11月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. 産廃の安全性担保における具体策について かねてより早急な開示を求め、同要望においても重ねて開示を求めている「地下水の観測井戸の位置図」及び「地下水位記録」（以下「観測井戸の位置図等」という。）について、提言を行った11月5日に、野川副知事から適切な時期に開示する旨を口頭で御説明いただいた。しかし、当該要望に対する対応方針を確認させていただいたが、この野川副知事の御説明の内容に合致する対応方針となっていない。</p> <p>さらには、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターにおいては、同センターの情報公開規程第8条第1項第2号のイにより「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は非開示情報から除外されている。観測井戸の位置図等は、産廃設置による地域住民の健康への影響の有無を判断するうえで非常に重要な情報であることから、公にすることが必要であると認められるものであり、非開示情報に該当しないと考えている。</p> <p>これらを踏まえ、観測井戸の位置図等の引き続き早急な開示を求める。また今後、いつ、どのように、観測井戸の位置図等が開示されるのか、お示しいただきたい。</p>	<p>地下水の観測井戸の位置図等の情報を保有しているのは、県ではなく鳥取県環境管理事業センターである。</p> <p>野川副知事は、センターに対して改めて情報を開示できないか確認すると発言したものであり、県が開示すると発言した事実はなく、このような明らかな事実誤認に基づく山川議員の要望に対しては、お答えできない。</p>
<p>2. 県内全域の地質マップ等の作成について 11月5日に行った要望に対し、示していただいた対応方針には、科学的な根拠が一切示されておらず、全く納得できていない。</p> <p>「米子市での50年に一度の降水量」とは、一時間降水量を具体的に何ミリと計算されたものか。また同様に「埋立期間と同期間における米子市の最大降水量」とは具体的にどう計算し、何ミリであるのか。また、これらの数値は気象庁に確認したうえで、根拠を持って出された数値であるのかお示しいただきたい。</p> <p>上記のように、数値も根拠も示されていない非科学的な対応方針では、水源や周辺環境に対して、本当に完全に影響がないものであるとすることはできません。それゆえ、科学的に安全性を証明したと、とても言えません。具体的な回答をお願いします。</p> <p>また、要望している地質マップとは、環境への影響を避けるため、県内の影響が予測される危険な箇所を周知するためのものであり、現在の計画地での地質調査で示されるものという意味ではありません。こちらでも再検討をお願いします。</p>	<p>科学的な根拠や計算に用いたデータは、センター作成の事業計画書にすべて記載されている。</p> <p>「50年に一度の降水量」については、「河川計画の手引き」（平成26年4月 鳥取県）に示された降雨強度式を用いて算出されており、センター作成の事業計画に用いた降水量は147.4mm/hrである。</p> <p>「埋立期間と同期間における米子市の最大降水量」については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」（公益社団法人全国都市清掃会議）には、年降水量の最大年と最大月間降水量が発生した年の日降水時系列を比較して、最大調整設備容量が大きい方を用いると記載されている。今回の事業計画においては米子観測所のデータを使用しており、年間降水量は平成元年に2,292.0mmが、月間降水量は平成9年7月に530.0mmが最大となっている。平成元年と平成9年の両年の日降水時系列における最大調整設備容量を比較した結果、平成9年の方が最大設備容量が大きくなったため、平成9年の日降水時系列データを用いている。</p> <p>また、各種法規制や環境影響などは、事業者であるセンターが個別に確認を行っていることから、現時点では、県として全県のマップの作製は考えていない。今後、センターが提出する設置許可申請書には生活環境影響調査結果書が添付されるが、県としてはそれらを厳正に審査する。</p>